

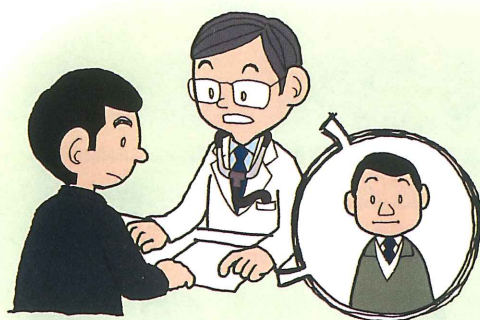
労働者数50人未満の事業場の事業者と労働者の皆様へ

労働者数50人未満の 事業場で働く方々の 健康管理をサポートします

地域産業保健センターとは？

産業保健総合支援センターの地域センターとして、概ね労働基準監督署管轄区域ごとに地域産業保健センターを設置しています。

センターでは、労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。



健診年月日	〇年 〇月〇〇日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名印	〇〇 〇〇
医師の意見 意見を述べた医師の 氏名印	〔就業制限〕 時間外労働の制限 〇〇 〇〇



独立行政法人 労働者健康安全機構
愛媛産業保健総合支援センター

地域産業保健センター

(松山・四国中央・新居浜・今治・八幡浜・宇和島)

※ご利用はすべて **無料** です。

労働者の健康管理に関わる相談（健康相談）

労働安全衛生法に定める健康診断において、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（血中脂質・血圧・血糖・尿中糖・心電図）に異常の所見がある労働者、および労働者を使用する事業者に対して、医師や保健師が保健指導を行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者を使用する事業者等に対して、医師が相談に応じます。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果において、異常の所見があった労働者（有所見者）に関して、その健康を保持するための必要な措置について、事業者が医師から直接意見を聴くことができます。

長時間労働者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の8）

時間外・休日労働時間が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を実施します。労働者を使用する事業者は、医師からの報告書・意見書により、就業上の措置について意見を聴くことができます。

高ストレス者に対する面接指導（労働安全衛生法第66条の10）

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況の確認など医師による面接指導を実施します。労働者を使用する事業者は、医師からの報告書・意見書により、就業上の措置について意見を聴くことができます。

事業場への個別訪問による産業保健指導の実施

医師や保健師が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理の現状を踏まえた健康管理に関わる助言を行います。また必要に応じて、労働衛生工学の専門家（労働衛生工学専門員）が作業場の巡視を実施し、職場の労働衛生管理に関わる総合的な助言を行います。

地域産業保健センター お申込み・ご利用までの流れ



1

お申込み用紙をFAX

お申込み用紙に必要事項を記入の上、各地区のセンターにFAXでお送り下さい。



2

各地区のコーディネーターよりご連絡します

医師との面談日の調整を行い、ご利用可能な日をお知らせします。



3

医師からの意見聴取などを実施します

健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者の面接指導などを実施します。

お申込み・お問い合わせは、下記の地域産業保健センターへ

職場の所在地	地域産業保健センター	連絡先 TEL・FAX
松山市・伊予市・東温市・ 伊予郡・上浮穴郡	松山地域産業保健センター 〒790-0011 松山市千舟町 4-5-4 松山千舟 454 ビル 2 階	TEL 080-5952-8516 FAX 089-915-1922
四国中央市	四国中央 地域産業保健センター 〒799-0113 四国中央市妻鳥町 1011-4 シティハウス松木 201 号室	TEL 080-5952-8518 FAX 0896-59-1008
新居浜市・西条市	新居浜 地域産業保健センター 〒792-0026 新居浜市久保田町 1-6-58 カネコビル 203 号室	TEL 080-9026-5466 FAX 0897-35-0015
今治市・越智郡	今治地域産業保健センター 〒794-0063 今治市片山 2-7-13 acty yu2 階 2 号室	TEL 080-5952-8515 FAX 0898-32-8431
八幡浜市・大洲市・ 西予市・西宇和郡・ 喜多郡	八幡浜 地域産業保健センター 〒796-8002 八幡浜市広瀬 1-7-17 八幡浜医師会館内	TEL 080-5952-8514 FAX 0894-23-2321
宇和島市・北宇和郡・ 南宇和郡	宇和島 地域産業保健センター 〒798-0031 宇和島市栄町港 3-2-9 栄町酒井ビル 1 階	TEL 080-5952-8517 FAX 0895-24-5284

地域産業保健センターによって利用できる日が異なります。お問い合わせの上ご利用ください。
お電話がつながりにくい場合には下記の総合支援センターへお問い合わせ下さい。



独立行政法人 労働者健康安全機構

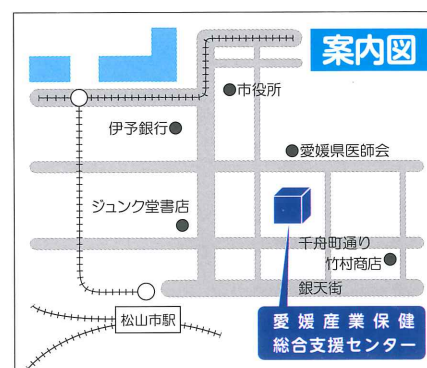
愛媛産業保健総合支援センター

〒790-0011

松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階

TEL:089-915-1911 FAX:089-915-1922

ホームページ <http://ehimes.johas.go.jp>



地域産業保健センター「健康相談・面接指導」利用申込書

事業場	事業場名	
	所在地	〒
	労働者数	(男： 人) (女： 人) (計： 人)
	事業内容	
	代表者	職名： 氏名：
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：
	企業の情報※	企業名 () 労働者数 () 人 産業医数 () 人 うち 総括産業医 : (有 ・ 無)
相談内容 (希望する物に○)	1 健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導） (対象者 名) 2 健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導） (対象者 名) 3 健康相談（ストレスチェック相談・指導） (対象者 名) 4 健康相談（その他） (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他（ ） (対象者 名)	
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない	
その他連絡事項等		

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。

なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

▼ 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

【チェック欄】

はい いいえ

- ❶ 全項目に漏れなく記入しています。
- ❷ 事業場は50人未満です。
- ❸ 当社に総括産業医は居ません。
- ❹ 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- ❺ 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- ❻ 「保健指導結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「保健指導結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- ❼ 上記に相違ありません。

☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐
☐	☐